

令和5年12月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

12月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和5年10月分)	1
2. 積込先、配送先で困りごと、ありませんか。(トラックGメン、四国運輸局) . . .	5
3. 年末年始の交通安全県民運動実施要綱(香川県交通安全県民会議)	7
4. 令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目(四国運輸局) . . .	12
5. 新春文化セミナーのご案内について	17
6. 令和5年度第2回運行管理者試験のご案内について	19
7. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内について . . .	24
8. 陸運事業者のための安全マネジメント研修のご案内について	27
9. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	28
10. 会員名簿の変更等について	29

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和5年10月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和5年10月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和5年10月の運賃指数の概要

1. 令和5年10月の運賃指数は、前月比増減なし、前年同月比3ポイント増の126であった。
2. 10月末現在の求車登録件数は158,755と前年同月比10,266増(6.9%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,462
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	168,955

※令和5年度は令和5年10月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

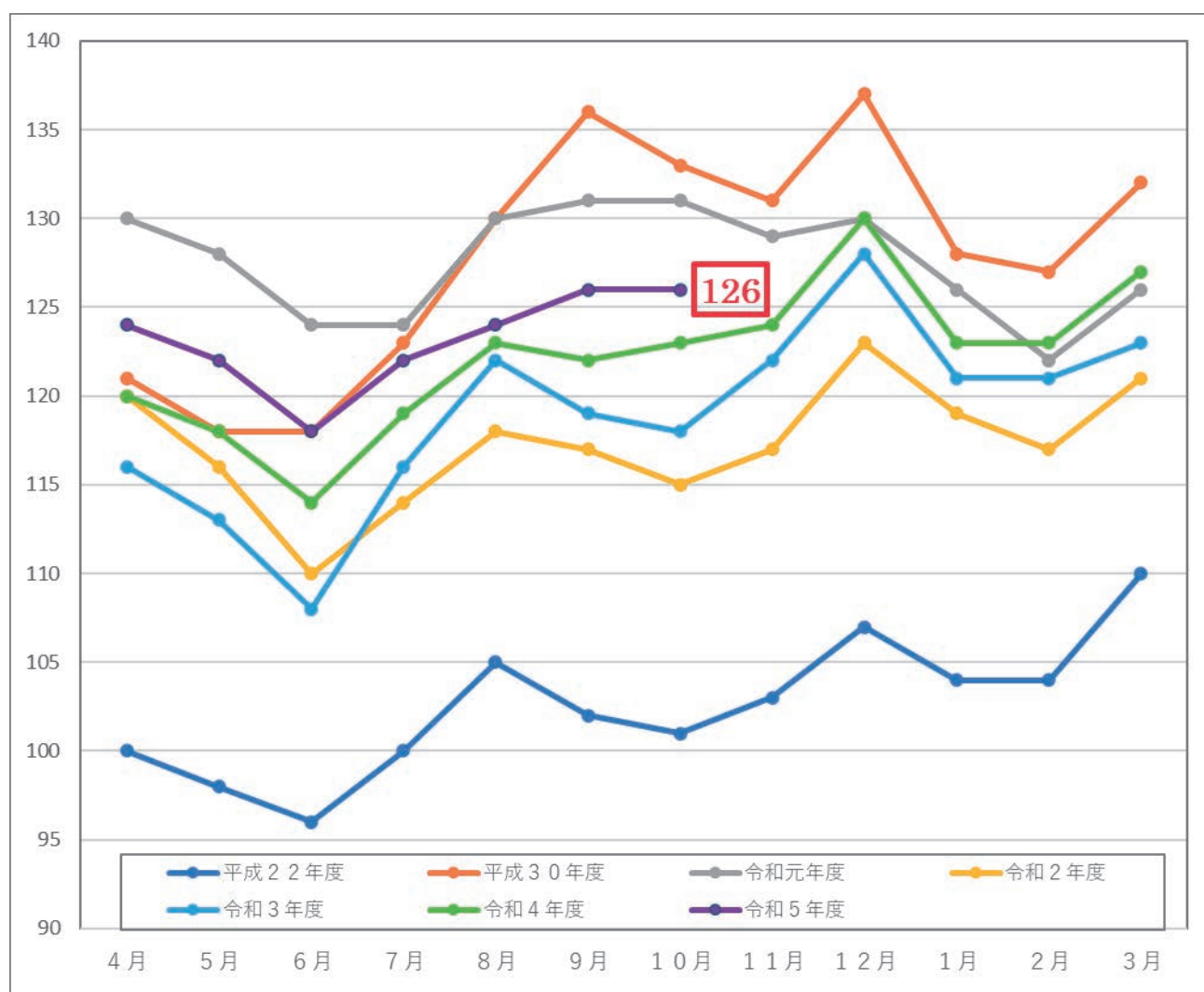
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	891,452

荷物情報（求車）	令和5年10月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	158,755	10,266	6.9%	3,540	2.3%
成約件数	25,581	56	0.2%	131	0.5%
成約率	16.1	-1.1ポイント	—	-0.3ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126					

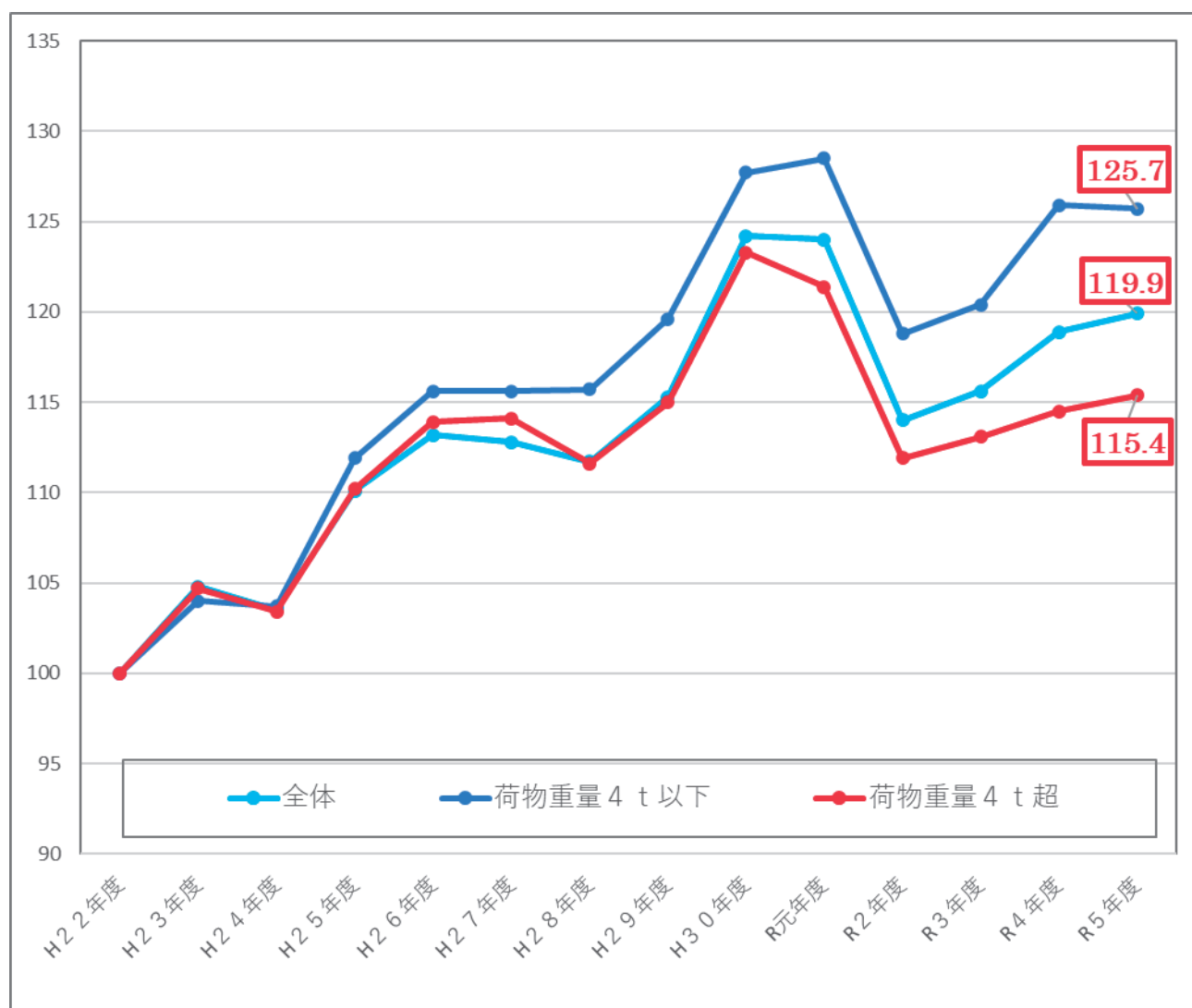


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全体	124	114	115.6	118.8	119.9
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	125.7
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	115.4



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
事業部 金子
TEL 03-3357-6068

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



「目安箱」
投稿サイト
(国土交通省HP内)

恒常的に長い 荷待ち時間

▼
過労運転防止義務
違反を招くおそれ
あります。



無理な到着 時間の設定

▼
最高速度違反を
招くおそれありま
す。



過積載になる ような依頼

▼
過積載運行を招く
おそれがあります。



異常気象時の 運行指示

▼
輸送安全確保義
務違反を招くおそ
れがあります。



そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附帯作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に
対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773

徳島運輸支局 輸送・監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門 087-882-1357
愛媛運輸支局 輸送・監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送・監査部門 088-866-7311



トラックGメン
ポータルサイト

※内容は順次更新中



「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】



【働きかけ後の改善事例】

依頼(契約)になかった附帯作業
(食品製造卸会社・真荷主等)

- 改善策 -
作業範囲、運送料金、作業
附帯料金をそれぞれ分けて契約
を締結



【要請後の改善事例】

長時間の荷待ち(製造業・発荷主)
働きかけ後の再発により要請実施

- 改善策 -
「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施



目安箱 (具体的イメージ)

Q 1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- ☐ 4. 荷主・発荷主の不当な要求
- ☐ 5. 依頼と異なる積込み作業等
- ☐ 6. 依頼にはなかった作業・積込み・積み込み等の別当作業等
- ☐ 7. 高価な材料や費用の自己負担等
- ☐ 8. 高価な貨物運送(つぶれ、破損、へこみ、こすり、擦れなど)への対応等
- ☐ 9. 異常気象によるトラブル等
- ☐ 10. その他、コンプライアンス的に懸念とされるもの
(内訳:)

※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

Q 2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入ください。

【記入項目と記入例】	
・トラックの種類	トラックの大きさ
・いつ	トラックの形状
・いつ	年 月 日
・荷主	＜記入例＞ 『株式会社XYZ (株)』・『株式会社ABC (株)』・『(記入せず)』
・場所	＜記入例＞ 1. 『東京都千代田区豊洲2丁目』の『豊洲開港場1物流センター』 2. 『神奈川県横浜市都心区』の『神奈川県横浜支庁 (株) 系列の物流センター』 3. 『東京都千代田区』の『小売系の物流センター』 (注1) 荷主名のご記入が難しい場合は、上記記入例3のように住所と場所をご記入下さい。 (注2) 可能な限り、荷主名及び場所のご記入をお願いします。どうしてもご記入できない場合は、荷主名 (又は住所) をご記入ください。
・内容	【自由記入欄】 記入例1: 『16時』に到着予定され、実際に着いたのに『3時間』以上待たされた。 記入例2: 当日、予定にない荷物『2/3レット』を追加で搬入・依頼された。 記入例3: 『1/3レット前段』と聞いていたのに『手前段』だった。 記入例4: 荷主が運送会社を使用した分の料金負担をする条件であったのに『高価な料金負担』してくれなかった。

トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。

投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
・・・長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
・・・いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
・・・加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態
・・・農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報
・・・会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が特定されないように配慮します。

年末年始の

交通安全県民運動

令和5年12月10日 日 ～令和6年1月10日 水

運動の基本

交通死亡事故の抑止

運動重点

- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底



＜小学校高学年の部＞
高松市立川島小学校6年
ほんだ ふう ま
本田 風馬さん



＜小学校低学年の部＞
高松市立花園小学校2年
よしおか し ぐ れ
吉岡 祉久希さん



＜中学校の部＞
綾川町立綾川中学校3年
くろかわ はる か
黒川 陽香さん

香川県交通安全県民会議

運動の基本は 交通死亡事故の抑止

交通ルールは 命のマナーです！

① 夕暮れ時と夜間の 交通事故防止



○外出時には夜光チョッキや
反射タスキ等を着用！

○早めのライト点灯と
上向きライトの効果的
活用！

○横断歩道は歩行者絶対
優先！

② 飲酒運転等の根絶



○飲酒運転や妨害運転は
重大な犯罪です！

○「飲酒を絶対にしない、
させない！」を
必ず守ろう！

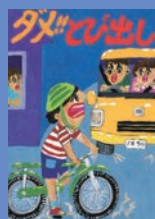
○「思いやり、ゆずり合い」
の運転を！

③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 ～守ろう！「自転車安全利用五則」～

①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



②交差点では
信号と一時停止
を守って、
安全確認



③夜間はライトを点灯



④飲酒運転は禁止



⑤ヘルメットを着用



令和5年4月1日から
全ての自転車利用者は
乗車用ヘルメットの
着用が努力義務化
となりました！

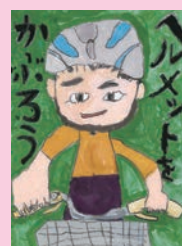
④ 後部座席を含めた全ての座席の シートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底



○シートベルトは
全席着用が義務！

○6歳未満の幼児には
チャイルドシートを
正しく使用！

一人ひとりの安全が、
香川県で暮らすみんなの安心に！



※使用しているイラストは、令和5年度交通安全意識高揚ポスターコンクール入賞作品です。

歩行者優先 守るけん かがわ県

令和5年度

年末
年始の

交通安全県民運動 実施要綱

期間：令和5年12月10日(日)～令和6年1月10日(水)

目的

年末年始は人や自動車の動きが慌ただしくなり交通量が増加するほか、飲酒の機会が増えることなどから重大事故の多発が懸念される。このため県民一丸となり交通安全意識を高揚させ、交通ルールの遵守と交通マナーを確実に実践し、交通死亡事故の抑止に努める。

スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

運動の基本

交通死亡事故の抑止

運動重点

- 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 2 飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

運動の推進要領

○ 県市町

- ・ 関係機関・団体や交通ボランティア等と幅広い連携を図り、交通安全意識の向上にむけた諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、デジタルサイネージ、広報車等、各種広報媒体を活用して広報啓発活動を活発に展開し、交通安全意識の高揚を図る。特に交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開する。

○ 各推進機関・団体

- ・ 地域住民が参加しやすいように創意工夫を凝らして、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン等の諸活動を展開し、又は支援する。
- ・ 所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

○ 家庭・学校・職場・地域

- ・ 幼児から高齢者まで、すべての年齢層に対して心身の発達段階に応じた交通安全に関する教育を行うとともに、「地域の安全は地域で守る」という連帯感の醸成と交通安全意識の涵養につながる街頭指導や交通安全指導、広報啓発活動を積極的に推進する。

効果評価の実施

県市町等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

香川県交通安全県民会議

令和5年度 年末年始の交通安全県民運動 運動重点と推進項目

重点1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ・ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- ・ 反射材用品等（夜光チョッキやタスキ、靴の反射材シール、懐中電灯）の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ・ 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯の励行
- ・ 夜間の対向車や先行車がない状況における上向きライトの活用促進
- ・ 自動車運送業を始めとする事業者による従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起



重点2 飲酒運転等の根絶

○飲酒運転の根絶

- ・ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- ・ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

○妨害運転等の防止

- ・ 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- ・ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



重点3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ・ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ・ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
- ・ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- ・ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- ・ 香川県自転車の安全利用に関する条例において定められた、自転車事故被害者の救済のための損害賠償責任保険等への加入義務



重点3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底（つづき）

○自転車の交通ルール遵守の徹底

- ・ 「自転車安全利用五則」の活用による車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ・ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- ・ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進



○特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ・ 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底
- ・ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進



○二輪車運転者に対する広報啓発

- ・ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ・ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

重点4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進



令和５年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目
～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

四 国 運 輸 局
令和５年１１月１３日

第１ 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

（運輸）

昨年４月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、同年１２月に取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、実施可能な対策から速やかに実施し、旅客船の安全・安心な運航確保の取組を進めているところである。このような事故をはじめ、これまでに発生した事故や、豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところであるが、輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るため、全てのモードにおいて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であり、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を着実に実施しながら、安全意識を向上させる必要がある。

（危機管理）

テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増しており、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ等感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

第2 期間

令和5年12月10日（日）～ 令和6年1月10日（水）

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の項目に特に留意する。

（運輸）

- 1 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（危機管理）

- 3 テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

第4 輸送等機関別の点検事項

1 鉄軌道交通関係（索道含む）

- （1）安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況
- （2）施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況
- （3）地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- （4）プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）
- （5）「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- （6）新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

2 自動車交通関係

- （1）軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- （2）運行管理（飲酒運転、過労運転及び健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）の実施状況

- (3) 整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- (4) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (5) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (7) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (8) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

3 海上交通関係

- (1) 法令及び安全管理規程（特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗務員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施。）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）
- (3) 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- (4) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況及び通信設備・通信環境の確認
- (5) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- (6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

4 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

第5 総点検実施方法

- 1 四国運輸局は、関係事業者に対し総点検実施項目等を示し、立入等の実施によってその実施状況を点検し、併せて事業者自らの安全に関する業務の体制及び実施状況について総点検を実施させるものとする。

総点検実施項目または点検表は、各輸送機関別に本省各局等が作成した実施計画において定めるとおりとする。

- 2 四国運輸局は、警察官署、海上保安官署その他の関係行政機関との密接な連絡を行うとともに、その協力を得て総点検を実施するものとする。
また、各運輸支局及び海事事務所と調整のうえ、査察対象事業者を選定し、総点検の実施状況を確認するものとする。
- 3 四国運輸局は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等との調整の上、街頭検査等において必要な指導、取締りを行うものとする。
- 4 関係事業者は、総点検の実施を、現場機関のみに任せることなく、総点検最高責任者を選任し、事前に十分な計画を定めるとともに、所定の自主点検表を活用した点検を実施するものとする。
- 5 関係事業者は、重点点検事項については、特に入念な点検を行うこととする。
- 6 関係事業者は、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこととする。

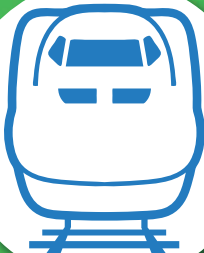
第6 報告

- 1 運輸支局又は海事事務所が所管している関係事業者は、各運輸支局長又は各海事事務所長が定める期間内に、総点検の実施状況を自主点検表により報告するものとする。
- 2 四国運輸局が所管している関係事業者は、四国運輸局長あて令和6年1月19日（金）までに、それぞれの様式により総点検の実施状況を報告するものとする。
- 3 各運輸支局長及び各海事事務所長は、所管する関係事業者からの報告をまとめ、自ら実施した総点検の結果及びこれらに対する所見を付して、令和6年1月26日（金）までに四国運輸局長あて報告するものとする。
なお、報告の様式は、輸送機関別毎に本省各局等が作成した実施計画において定める様式とする。
- 4 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組み状況についても併せて報告させるものとする。
なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告させるものとする。

年末年始の輸送等

安全総点検

令和5年 12月10日(日) ~ 令和6年 1月10日(水)



重点点検事項

- ☒ 安全管理の実施状況
- ☒ 災害時等の通報・連絡・指示体制
- ☒ テロ対策
- ☒ 感染症対策



国土交通省

令和5年12月1日

会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣

新春文化セミナー等開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、下記の要領にて「新春文化セミナー」を開催する運びとなりました。セミナー終了後には、関係団体及び会員相互の交流を図ることを目的に、新春賀詞交歓会も併せて開催致します。

参加をご希望される方は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、12月22日（金）までにFAX（087-821-4974）にてお申し込みください。

敬具

記

I. 「新春文化セミナー」

1. 開催日時 令和6年1月15日（月） 15時30分～16時50分
2. 開催場所 ホテルパールガーデン 本館2階 讃岐
高松市福岡町2丁目2-1
3. 内 容
 - ①開会挨拶 香川県トラック協会副会長
 - ②来賓挨拶 香川運輸支局長
 - ③記念講演 テーマ 「業界に元気と活力を」
講 師 森脇 健児氏、桂こけし氏

《セミナー終了後》

II. 「新春賀詞交歓会」

1. 時間・場所 17時～18時30分 新館6階 インペリアル
2. 交流形式 立食ビュッフェスタイル

III. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 三好、明石）
電話番号 087-851-6381

以上

令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 管理課 行

新春文化セミナー等出席申込書

令和6年1月15日（月）に開催される「新春文化セミナー」等に

☐ 出席します。

（ ☐ 新春文化セミナー、新春賀詞交歓会ともに参加）

（ ☐ 新春文化セミナーのみ参加）

（会員事業者）

事業者名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

（荷主企業）

事業者名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

※ お手数ですが、令和5年12月22日（金）までにFAXにてご返信ください。
（返信先FAX番号：087-821-4974）

令和5年度第2回運行管理者試験のご案内

—国土交通大臣指定試験機関—

NECO

公益財団法人
運行管理者試験センター
The National Examination Center for Motor Vehicle Operation Manager

I. 令和5年度第2回運行管理者試験の概要

1. 試験日時

令和6年2月17日(土)～3月17日(日)

(試験会場等の予約の際に希望する日時を選択：試験時間90分間)

2. 試験の種類

① 貨物自動車運送事業の試験(以下「貨物試験」という。)

② 旅客自動車運送事業の試験(以下「旅客試験」という。)

(注) 複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

3. 試験方法及び受験申請の方法等

(1) 試験方法

CBT試験*で行います。(注) 筆記試験は実施しません。

※CBT試験とは、問題用紙やマークシートなどの紙を使用せず、パソコンの画面に表示される問題に対しマウス等を用いて解答する試験です。受験申請者は、提出書類審査完了後に複数の試験実施日時や試験会場の中から、受験する会場と日時を選択できます。

(2) 受験申請の方法等

① 受験申請の方法及び受付期間

ア 受験申請の方法

(ア) 新規受験、再受験ともインターネット申請に限ります。

(イ) (公財) 運行管理者試験センター(以下「試験センター」という。)のホームページから申請できます。(詳細はⅦ. 参照)

イ 受付期間：令和5年12月11日(月)～令和6年1月17日(水)

② 試験地及び試験会場

ア 試験地：全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

イ 試験会場

(ア) 試験会場は、会場日時を予約する際に選択した試験会場となります。

(イ) 試験会場の座席の確保状況やお申込み状況などにより、満席となることがありますのでお早めにお申し込みください。

(ウ) インターネット申請で提出した書類の審査が完了すると、試験センターから会場予約等手続きのご案内メールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約してください。

(注) 受験資格を基礎講習修了予定で申請する場合には、試験の種類に応じた基礎講習を修了し、基礎講習修了証書(写)又は運行管理者講習手帳(写)を提出後、提出書類の審査が完了するまで、試験会場等の予約ができません。

③ 受験手数料等の支払方法

受験手数料等は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済での支払ができます。

④ 受験確認書メールの送付

試験会場の予約完了後、試験会場及び日時が記載された受験確認書メールが送信されます。

⑤ 試験結果発表(試験結果通知書は発表日に郵送します。)

試験結果発表日：令和6年4月3日(水)(予定)

(合格者は試験センターのホームページに受験番号を掲載します。)

Ⅱ. 受験資格

次表の試験の種類に応じてそれぞれに、貨物試験は（１）又は（２）、旅客試験は（３）又は（４）のいずれか一つの要件を満たしていることが必要です。

試験の種類	受験資格の種類	内 容
貨物試験	（１）貨物又は旅客自動車 運送事業の実務経験者	試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（緑色のナンバーの車）の運行管理に関し、１年以上の実務の経験を有する方 〔①事業用自動車の運転業務、②営業、③総務、経理等の管理業務等は、事業用自動車の運行の管理についての実務経験に該当しませんので、ご注意ください。〕
	（２）基礎講習（貨物）修了者 （又は修了予定の方）	貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を修了した方
旅客試験	（３）貨物又は旅客自動車 運送事業の実務経験者	試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（緑色のナンバーの車）の運行管理に関し、１年以上の実務の経験を有する方 〔①事業用自動車の運転業務、②営業、③総務、経理等の管理業務等は、事業用自動車の運行の管理についての実務経験に該当しませんので、ご注意ください。〕
	（４）基礎講習（旅客）修了者 （又は修了予定の方）	旅客自動車運送事業運輸規則に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を修了した方

注（１）（２）及び（４）の要件は、国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成７年４月１日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方に限ります。

- （２）主な講習実施機関の連絡先は、試験センターのホームページ又は国土交通省のホームページを参照ください。
- （３）「基礎講習修了予定」として受験申請を行う場合には、令和６年２月７日（水）までに試験の種類に応じた基礎講習を修了し、基礎講習修了証書（写）又は運行管理者講習手帳（写）を提出する必要があります。
- （４）基礎講習の受講申込み手続きと、運行管理者試験の申請は別の手続きです。

Ⅲ. 試験の内容

次表に掲げる出題分野ごとの法令等（法律に基づく命令等を含む。）について出題します。

出 題 分 野	出題数
（１）貨物自動車運送事業法関係（貨物試験）又は道路運送法関係（旅客試験）	８
（２）道路運送車両法関係	４
（３）道路交通法関係	５
（４）労働基準法関係	６
（５）その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力	７
合 計	３０

Ⅳ. 合格基準

次の（１）及び（２）の両基準を満たすことが必要です。

- （１）原則として、総得点が満点の６０％（３０問中１８問）以上であること。
- （２）上記表の出題分野ごとの正解問数が、（１）～（４）は１問以上、（５）は２問以上であること。

V. 受験申請に必要な添付書面等

次の（１）～（３）の添付書面等の提出（「申請サイト」への電子データのアップロード）が必要です。
 なお、再受験申請では（１）及び（２）の書面等の提出は不要です。

（１）受験資格を証明する書面等

受験資格の種類	提出（アップロード）が必要な添付書面等
ア. 実務経験者	・実務経験の期間等に関する証明
イ. 基礎講習修了者	・試験の種類に応じた、次の（ア）又は（イ）のいずれか一つ （ア）基礎講習修了証書*（写） （イ）運行管理者講習手帳*（講習手帳の発行者が記載された箇所（１ページ）及び受講者の氏名等が記載され、かつ、写真が貼付された箇所（２ページ）並びに基礎講習を修了したことが証明された箇所（３ページ以降）の写） ※平成 27 年 1 月以降の基礎講習修了証書又は運行管理者講習手帳は、基礎講習修了番号に（貨物）又は（旅客）の種類が記載されています。申請の際は、試験の種類に応じた基礎講習の種類に注意してください。
ウ. 基礎講習受講予定者	・上欄イ. の必要添付書面等と同じ。（（ア）又は（イ）のいずれか一つ） （注）基礎講習実施機関で試験の種類に応じた <u>基礎講習を令和 6 年 2 月 7 日(水)までに修了</u> してください。 <u>また、基礎講習修了後は、直ちに、「新規受験申請サイト」から基礎講習修了証書又は運行管理者講習手帳をアップロードしてください。</u>

（２）受験者を証明する書面

次の①～③のいずれか一つの提出（電子データのアップロード）が必要。

- ① 自動車運転免許証（写）
- ② マイナンバーカード（写）（マイナンバーの記載がない表面のみ）
- ③ 住民票（写）（マイナンバーの記載がないもの）

（３）顔写真（本人確認用）

受験申請の種類	提出（アップロード）する写真の仕様
インターネット申請（新規・再受験）	・顔写真は、デジタルカメラ、スマートフォン等で撮影されたデジタル写真（正面、無帽、上三分身、無背景の 6 か月以内のもの）とします。 （注）デジタル写真のファイル形式は JPEG、通常モード撮影のものとしてください。なお、高画質で撮影されたものはご遠慮ください。

VI. 受験手数料等

（１）受験手数料：6,000 円（非課税）

このほか、次の（２）①又は②のいずれか一つの費用が別途必要となります。また、試験結果レポートを希望される方は、さらに（３）①の費用が必要です。

（２）インターネット申請利用料等

- ① 新規受験申請：660 円（税込）（システム利用料）
- ② 再受験申請：860 円（税込）（システム利用料、事務手数料）

（３）試験結果レポート（希望者のみ）

- ① 試験結果レポート手数料：140 円（税込）
- ② 試験結果レポートの通知等

ア レポートは、別途申込みを行った受験者に通知します。

イ レポートには、総得点及び分野別得点について、それぞれ当該受験者の得点と受験者全員の平均点が表示されます。

ウ 申込み後におけるレポートの追加申込み、申込みの取消しはできません。

（注）各申請方法でお申込み頂きました受験手数料等は、お返しできませんのでご了承ください。

Ⅶ. 申請方法の詳細

インターネット申請（新規・再受験）

（１）申請方法

次表の申請形態（①個人等申請又は②団体申請）に応じてそれぞれに、必要な書面等の提出（申請サイトへの電子データのアップロード）が必要です。なお、両申請形態共通の留意事項は次のとおりです。

- ・試験センターのホームページ（<https://www.unkan.or.jp/>）から「申請サイト」にアクセスし、申込み手順に従って必要事項を入力（申請サイトへの申請者情報の登録）してください。
 - ・申請者の「電子メールアドレス（パソコン又はスマートフォンのメールアドレス）」が必要となります。
- （注）申請で利用されるインターネットシステムについては、推奨される OS 及びブラウザを、必ず確認してから申請してください。

申請形態	受験種類	受験者の要件	提出書面等
①個人等申請 （※１）	新規受験 申請	なし	受験資格を証明する書面等（前記 V.(1)）
			受験者を証明する書面（同 V.(2)）
			受験者本人の顔写真（同 V.(3)）
	再受験 申請	次の両条件を満たす方に限定 ・令和元年度第１回運行管理者 試験以降に受験履歴がある方 ・氏名に変更がない方	受験者本人の顔写真（同 V.(3)）
②団体申請 （※２）	受験種類、受験者要件及び提出書面等は、上欄の①個人等申請と同じ。		

※１：個人等（個人又はその代理人をいう。）で個々に申請する方法

※２：各企業において一括で取りまとめて申請する方法で、あらかじめ、団体情報の登録が必要となります。
（企業等で代理の方が個々に申請する場合は、団体申請の登録は不要です。）

なお、「団体申請」はパソコンのみ申請可能です。スマートフォンでは申請できません。

（２）申請受付期間

令和５年１２月１１日（月）午前９時 から令和６年１月１７日（水）午後１１時５９分（厳守）までです。

（３）試験会場及び試験日時の予約

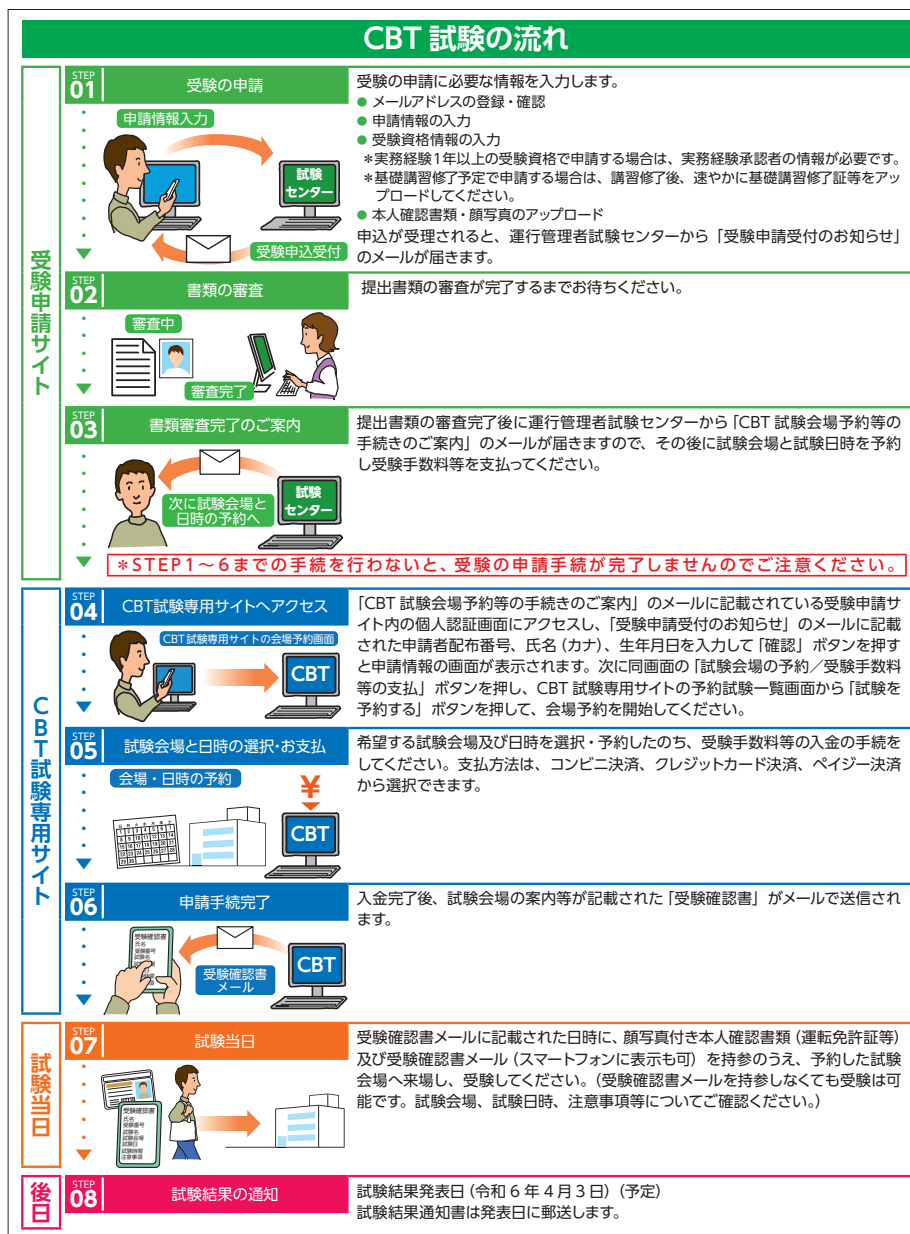
提出書類の審査が完了すると、試験センターから書類審査完了のご案内メールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約してください。試験会場の座席の確保状況やお申込み状況などにより、満席となることがありますのでお早めにお申し込みください。

（４）受験手数料等の支払方法

- ① 試験会場等を予約する際に受験手数料等の支払が完了すると予約が確定します。
- ② 支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。
- ③ 支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和６年２月１６日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払を完了してください。
- ④ 支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和６年２月１６日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。

（５）領収書は試験日の翌日以降にＣＢＴ試験専用サイトで発行することができます。

（６）身体に障害のある方など特別な事情を有する方については、試験会場等を予約する前に運行管理者試験事務センター（☎ 03 - 6635 - 9400）にご連絡ください。



試験会場に関するご注意

- ・試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。自動車で来場される場合は、ご自分で駐車場を確保してください。
- ・台風、豪雨、新型コロナウイルスの感染状況等の影響により、試験会場が閉鎖される場合があります。このような事態が発生した場合には、試験の振替等について別途ご案内いたします。

新型コロナウイルスの感染予防等に関する注意事項について

- ・試験当日、発熱や咳・咽頭痛、倦怠感などの症状がある場合には、受験を控えていただくようお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性者、又は濃厚接触者で自宅療養等をされている方は、試験日の変更等により当日の受験を控えていただくようお願いします。
- ・試験会場でのマスクの着用については個人の主体的な選択を尊重しますが、可能な限りマスクの着用をお願いします。

【お問い合わせ】 運行管理者試験事務センター

TEL 03-6635-9400（平日9時～17時はオペレータ対応）

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
 ※オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和5年12月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・11回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和5年 4月13日(木)	第8回 令和5年 11月30日(木)
第2回 4月27日(木)	第9回 令和6年 1月25日(木)
第3回 6月1日(木)	第10回 2月8日(木)
第4回 7月13日(木)	第11回 3月28日(木)
第5回 8月24日(木)	
第6回 9月21日(木)	
第7回 10月19日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和5年 5月11日(木)	第5回 令和6年 1月18日(木)
第2回 7月6日(木)	第6回 3月14日(木)
第3回 9月14日(木)	
第4回 11月2日(木)	

2. 開催時間 9：30 ～ 17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和5年 4月13日（木）	終了	令和5年 11月30日（木）
終了	4月27日（木）		令和6年 1月25日（木）
終了	6月 1日（木）		2月 8日（木）
終了	7月13日（木）		3月28日（木）
終了	8月24日（木）		
終了	9月21日（木）		
終了	10月19日（木）		

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和5年 5月11日（木）		令和6年 1月18日（木）
終了	7月 6日（木）		3月14日（木）
終了	9月14日（木）		
終了	11月2日（木）		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会 社 名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

陸運事業者のための安全マネジメント研修

参加費
無料

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメント
システムの一体化による効果的な運用 ～

この研修会は、安全性優良事業所の
申請対象研修となります。

運輸安全マネジメントは輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全マネジメントは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として実施していかなければなりません。



この2つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のレールを敷くのではなく、同じレールの上でサイクルを回していくことが効果的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、リスクアセスメントの手法について解説します。

開催日時： 令和6年2月2日(金)13:30～16:30

開催場所： 香川県トラック総合会館 5階大会議室

講師： 陸災防本部 安全管理士 遠藤 聡 氏

定 員： 40名(先着順)

内 容： (1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明(30分)
(2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)
(3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を交付します。

問合せ先： 陸災防香川県支部 TEL 087-851-6251 ※申込期限：令和6年1月19日(金)

参加申込書 (送信先FAX 087-821-4974)

参加者氏名	ふりがな ①	ふりがな ②
事業場名		
所在地	〒 ー	
電話・担当者氏名	TEL() ー ご担当者	

※参加申込書にご記入いただいた情報は、本セミナーに関する情報提供以外には使用いたしません。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A X にてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251



会員名簿の変更等について

令和5年12月1日

当協会発行の会員名簿(令和5年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会 社 名 他	変 更 内 容
3	株式会社 ホソタニ産業	【 退 会 】
5	株式会社 久松運輸 高松支社	【 変 更 】 キューソー四国 株式会社 高松支社
16	株式会社 久松運輸	【 変 更 】 キューソー四国 株式会社

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。